

評価対象年度	平成21年度	事業分析シート			政策	10	施策	25	事業	1	
事業名		安全安心なまちづくり推進事業				担当部局	環境生活部				
						課室名	共同参画社会推進課				
事業の状況	施策番号・施策名	25 安全で安心なまちづくり		区分 (新規・継続)	継続	区分 (重点・非予算)		重点事業			
	概要	安全・安心なまちづくりの取組は、行政、地域、事業者等が連携し進めていく必要があり、その手法として地域のネットワーク形成を図る。		対象 (何に対して)	年度	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算(見込)			
				地域活動団体	事業費 (千円)	2,620	2,612	1,487			
	手段 (何を したのか)	地域で取り組んでいる自主防犯・防災活動のほか、交通安全、青少年健全育成等、様々な活動を行っている団体のネットワーク形成	活動指標 名(単位) 手段に対応 1事業につき 1指標	ネットワークモデル地域の 指定数(地域)	指標測定年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
					目標値	4	9	13			
					実績値	4	9	10			
					単位当たり 事業費(千円)	@250.4	@254.5	@125.8			
目的 (対象をどの ような状態に したいのか)	モデル地域内での問題を解決するため、関係団体のネットワーク形成	成果指標 名(単位) 目的に対応 1事業につき 1指標	ネットワークモデル地域の 参加団体数(団体)	評価対象年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度				
				指標測定年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度				
				目標値	40	90	130				
				実績値	100	202	205				
事業に関する 社会経済 情勢等	都市型社会の広がりに伴う地域社会の連帯意識低下や人間関係の希薄化、高齢化社会の進行に伴う高齢者の一人暮らし世帯等の増加、女性の社会進出等に伴う子育て環境の変化、インターネットの普及等による情報環境の変化、厳しい雇用環境、外国人の増加などの社会経済情勢を背景として、治安悪化の懸念や犯罪に巻き込まれる不安が県民に広がっている。 県民共通の願いである安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、本県は、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」を平成18年4月に施行し、平成19年3月には安全・安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定している。										
事業の分析	項目	分析		分析の理由							
	必要性	妥当		「犯罪のない安全・安心まちづくり条例」の基本理念に基づき、県は、安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を策定し、市町村、県民、事業者及び団体等との適切な役割分担による協働の下に、県民運動として推進している。 基本計画の策定、県民運動の機運醸成、活動団体のネットワーク形成等を内容とする本事業は、安全・安心まちづくり施策の柱である。							
	有効性	成果があった		安全・安心まちづくりネットワーク形成のモデル地域の指定については、3ヶ年の目標とした13地域の指定に達せず、10地域の指定となったが、各モデル地域では、活動団体が連携して防犯パトロールを開始するなど、他地域の模範となる取組が生じている。 地域ネットワーク普及フォーラムの開催を通じ、安全・安心まちづくりのネットワーク形成の手法等について、参加者に意識化が図られた。							
効率性	効率的		単位当たり事業費の内容は、ネットワーク活動に係るモチベーション向上及び地域住民への周知を図るため、新規に指定したネットワークモデル組織に活動用具(ユニフォーム、帽子等)を支給した。 このほか県民大会、フォーラム及びリーダー養成講座の開催が本事業の主な内容であり、いずれも会場を県・市町村施設として使用料を抑えるなど、効率的な事業運営に努めた。								
事業の方向性等	事業の次年度の方向性	方向性		方向性の理由・説明							
		拡充		安全・安心まちづくりのネットワークモデル地域での取組事例、ノウハウを他地域に広め、市町村と連携して全県的な展開を推進していく必要がある。また、平成23年度には次期「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」の策定を予定している。							
	事業を進める上での課題等	安全・安心まちづくりを推進する上で、住民にとって最も身近な基礎的自治体である市町村の果たす役割は大きく、市町村が活動現場における推進役となり、県が市町村の支援、県民運動の機運醸成、広域的ネットワーク形成の支援などを担う役割分担が望ましいが、市町村によって推進体制に差があることから、安全・安心なまちづくりに関する条例等の未整備市町村への働きかけなどが必要である。									
	次年度の対応方針	課題等への対応方針									
	県民運動としての機運を高めるための県民大会、フォーラム、その他の参加型・対話型の啓発事業及び活動を担うリーダー養成等のための研修事業等を実施し、併せてネットワーク形成のモデル地域や他都道府県における先進事例の紹介等に努める。 平成22年度から開始される「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」の見直し審議を踏まえ、事業内容の一層の充実を図る。										

次年度(「事業の方向性等」欄) = 平成23年度(評価実施年度の次年度)

評価対象年度 平成21年度

事業分析シート

政策 10 施策 25 事業 2-1

事業名 **みやぎ安全・安心活性化プラン推進事業** 担当部局・課室名 警察本部 少年課

事業の状況	施策番号・施策名 25 安全で安心なまちづくり	区分 (新規・継続) 継続	区分 (重点・非予算) 重点事業	
	概要 ・児童生徒の安全の確保、犯罪被害防止教育の支援、地域安全情報の把握及び提供、未然防止を図るため、県内の小・中学校及び高等学校にスクールサポーターを派遣する。	対象 (何に対して) 学校	年度 事業費 (千円)	平成19年度 決算 平成20年度 決算 平成21年度 決算(見込)
	手段 (何を したのか) ・学校に対するスクールサポーターの派遣	活動指標 名(単位) 手段に対応 1事業につき 1指標 スクールサポーターの派遣回数(日)	指標測定年度 目標値 実績値 単位当たり 事業費(千円)	平成19年度 平成20年度 平成21年度 - - 273 @16.0 @18.9 @18.2
	目的 (対象をどの ような状態に したいのか) ・問題行動が多発する学校の教育環境の改善及び児童生徒の犯罪被害の未然防止	成果指標 名(単位) 目的に対応 1事業につき 1指標 スクールサポーターによる非行防止教室、犯罪被害防止教室の受講児童数(人)	評価対象年度 指標測定年度 目標値 実績値	平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 - - - 4,202 5,173 5,718
	事業に関する 社会経済 情勢等	・全国的にスクールサポーター制度を採用している都道府県警が増加しており、東北6県においてはすべて採用している。		

項目	分析	分析の理由
必要性 ・施策の目的や社会経済情勢等に沿った事業か。 ・県の関与は妥当か。	妥当	・校内暴力事件のうち、教師に対する暴力事件が大幅に増加しており、スクールサポーターの派遣は必要である。 ・仙台市以外の中学校3校に10回(うち再派遣3回、派遣延長4回)及び高等学校1校に2回(うち再派遣1回)スクールサポーターを派遣しており、県が中心となって関与すべき事業である。
有効性 ・成果指標又は活動指標の状況から見て、事業の成果はあったか。 ・施策の目的の実現に貢献したか。	成果があった	・スクールサポーター派遣校では、児童・生徒の問題行動が沈静化し、また、教職員が自信と連帯感を取り戻すなどの成果があり、施策の目的の実現に貢献した。
効率性 ・単位当たり事業費の状況等から見て、事業は効率的に行われたか。	効率的	・スクールサポーターは、長期の学校派遣期間中に、非行防止教室等の開催のため、他の学校にも短期間派遣するなど、事業は効率的に行われていると判断する。

事業の次年度の方向性	方向性	方向性の理由・説明
・継続すべき事業か。事業の成果や効率性の向上のために他の事業と統合する必要等はないか。	維持	・中学校及び高等学校で合計13校に27回(うち再派遣6回、派遣延長8回)スクールサポーターを派遣し事業の成果が上がっており、施策の目的を実現させるため不可欠な事業である。 ・また、スクールサポーターの効果的運用を図るため、増員し、4ブロック体制(中央4人、沿岸・仙北・仙南各2人)を早急に構築する必要がある。
事業を進める上での課題等	事業が直面する課題や改善が必要な事項等	
・派遣要請校において、発生した問題行動が解決不能になってからの要請が増加したため、派遣期間の長期化が余儀なくされ、スクールサポーター本来の活動とも言うべき、児童・生徒の問題行動が起こる以前の安全教育の推進に支障を来しているという状況にある。		
次年度の対応方針	課題等への対応方針	
・スクールサポーターを増員することにより、派遣を希望している学校に対し、さらに効率的な派遣を行いたい。		

次年度(「事業の方向性等」欄) = 平成23年度(評価実施年度の次年度)

評価対象年度 平成21年度

事業分析シート

政策 10 施策 25 事業 2-2

事業名 地域安全対策推進事業 担当部局 警察本部 課室名 生活安全企画課

事業の状況	施策番号・施策名 25 安全で安心なまちづくり	区分 (新規・継続) 継続	区分 (重点・非予算) 重点事業	年度 平成19年度 決算 平成20年度 決算 平成21年度 決算(見込)	事業費 (千円) 25,224 26,558 0
	概要 ・県民からの多種多様な相談等に的確に対応し、県民の身近な不安を解消するとともに、警察官の街頭活動等の外部活動時間を確保するため、警察署に警察安全相談員を設置する。	対象 (何に対して) 県民	指標測定年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度	目標値 - - -	実績値 10 10 10
	手段 (何を したのか) ・ストーリー・DV事案や「振り込み詐欺」被害等県民の生命、身体及び財産に被害を及ぼす犯罪について、犯罪捜査に関する知識や迅速・的確な相談対応能力を有する警察職員経験者の警察署配置	活動指標名(単位) 手段に対応 1事業につき 1指標 警察安全相談員の配置数(人)	評価対象年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度	目標値 - - -	実績値 @2,522.0 @2,655.0 -
	目的 (対象をどのような状態にしたいのか) ・警察安全相談員を適切に配置し、県民からの相談体制の強化	成果指標名(単位) 目的に対応 1事業につき 1指標 警察安全相談員配置警察署における、警察安全相談員の相談受理件数(件)	指標測定年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度	目標値 - - -	実績値 4,274 3,402 3,349
	事業に関する社会経済情勢等 ・平成21年度における警察安全相談員配置10警察署の相談受理件数は、8,702件であり、そのうち相談員の相談受理件数は3,349件で署全体の38.5%を占めており、一人当たりの相談受理件数は、年間平均335件となっている。				

項目	分析	分析の理由
必要性 ・施策の目的や社会経済情勢等に沿った事業か。 ・県の関与は妥当か。	妥当	・振り込み詐欺相談・架空請求相談・ヤミ金からの督促電話相談が多く寄せられるなど、社会情勢を反映している上、専門性が高く、相談員の必要性が認められ「地域の安全確保」の目的に沿っている。
有効性 ・成果指標又は活動指標の状況から見て、事業の成果はあったか。 ・施策の目的の実現に貢献したか。	成果があった	・平成21年度における警察安全相談員配置10警察署の相談受理件数は、8,702件であり、そのうち相談員の相談受理件数は3,349件で、署全体の38.5%を占めており、一人当たりの受理件数は、年間平均で335件となっている。 ・警察官の街頭活動時間等外部活動時間が確保されるなど、施策の目的である地域の安全確保に寄与していると認められることから、施策の目的の実現に貢献したと判断する。
効率性 ・単位当たり事業費の状況等から見て、事業は効率的に行われたか。	概ね効率的	・相談員1人で署全体の相談件数の半数近くを受理し、その解決に向け対処しており、事業は概ね効率的に行われていると判断される。

事業の次年度の方向性	方向性	方向性の理由・説明
・継続すべき事業か。事業の成果や効率性の向上のために他の事業と統合する必要等はないか。	拡充	・警察安全相談員配置の成果が上がっており、地域安全対策推進事業の目的を実現するために不可欠な事業なので事業を継続し拡充する必要がある。
事業を進める上での課題等	事業が直面する課題や改善が必要な事項等	
・現在10警察署に1人ずつ、合計10人の警察安全相談員を配置しているが、今後、相談件数の多い警察署や警察本部内で相談受理の多い所属にも配置する必要がある。		
次年度の対応方針	課題等への対応方針	
・警察安全相談員が増員されることで、警察官の街頭活動等の外部活動時間が増え、地域安全対策推進事業の目的を実現させる。		

次年度(「事業の方向性等」欄) = 平成23年度(評価実施年度の次年度)

評価対象年度	平成21年度	事業分析シート			政策	10	施策	25	事業	2-2	
事業名		地域安全対策推進事業			担当部局 課室名		警察本部 地域課				
事業の状況	施策番号・施策名	25 安全で安心なまちづくり			区分 (新規・継続)	継続		区分 (重点・非予算)	重点事業		
	概要	・県民の「パトロールを強化してほしい」、「いつも交番にいてほしい」といった要望に応えるため警察官に代わって常時交番で来訪者に対応する交番相談員を配置する。			対象 (何に対して)	年度	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算(見込)		
	手段 (何を したのか)	・警察官の街頭活動を強化するため、交番相談員の配置	活動指標 名(単位) 手段に対応 1事業につき 1指標	交番相談員の配置数 (人) 目標値は51交番配置	指標測定年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
					目標値	51	51	51			
					実績値	23	24	25			
	目的 (対象をどの ような状態に したいのか)	・交番相談員の県民ニーズ等の対応	成果指標 名(単位) 目的に対応 1事業につき 1指標	年間活動(ニーズ)件数 (件)	評価対象年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
					指標測定年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
実績値					-	-	-				
事業に関する社会経済情勢等	・近年、刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、強制わいせつ、ひったくり等を始めとした悪質・凶悪事犯等が多発する傾向にあり、県民の「体感治安」は必ずしも改善していない。このような状況下で県民は、地域社会の安全確保のため「地域パトロールを強化してほしい」という切実な要望を有している一方で、各種相談の受理や遺失・拾得物の処理等をはじめとした円滑な行政サービスを受けるため、「交番にいつも人がいてほしい」という意見も寄せられている状況にある。										
事業の分析	項目		分析		分析の理由						
	必要性 ・施策の目的や社会経済情勢等に沿った事業か。 ・県の関与は妥当か。		妥当		・来訪者が多く、警察行政に対するニーズが高い交番や事件・事故等への対応により一時的に不在状態となる傾向が強い交番において、常時、県民の多様なニーズの確に対応することが可能である。 ・交番相談員は、県警察の非常勤職員となるため県が関与することは妥当である。						
	有効性 ・成果指標又は活動指標の状況から見て、事業の成果はあったか。 ・施策の目的の実現に貢献したか。		成果があった		・交番相談員は、県下25交番において警察安全相談、遺失・拾得物の処理等81,005件(平成21年度)のニーズ等を取り扱っており、その間、交番勤務の警察官は街頭活動を強化することができる。						
効率性 ・単位当たり事業費の状況等から見て、事業は効率的に行われたか。		効率的		・交番相談員1人当たりの事業費が2,127千円となるが、交番相談員1人当たりの平均相談受理件数3,240件(平成21年度)に相談1件当たりの単価(事業費/実績値)656円を掛けた金額の2,125千円とほぼ同額であることから、事業は効率的に行われていると判断される。							
事業の方向性等	事業の次年度の方向性		方向性		方向性の理由・説明						
	・継続すべき事業か。事業の成果や効率性の向上のために他の事業と統合する必要等はないか。		維持		・事業の成果が上がっており、施策の目的を実現するために不可欠な事業なので事業を継続する。						
	事業を進める上での課題等		事業が直面する課題や改善が必要な事項等								
	・交番相談員が必要とされる51交番への配置が実現されていない。										
	次年度の対応方針		課題等への対応方針								
・交番相談員が必要とされる51交番への配置に向けて関係機関との調整を図る。											

次年度(「事業の方向性等」欄) = 平成23年度(評価実施年度の次年度)

評価対象年度	平成21年度	事業分析シート			政策	10	施策	25	事業	3	
事業名		学校安全教育・安全体制整備推進事業			担当部局	教育庁					
					課室名	スポーツ健康課					
事業の状況	施策番号・施策名	25 安全で安心なまちづくり			区分 (新規・継続)	継続		区分 (重点・非予算)	重点事業		
	概要	登下校時の児童・生徒の安全を確保するため、スクールガード・リーダーを認定し、学校や地域の安全ボランティアに対して、指導・助言を行うとともに安全体制の整備推進を図る。			対象 (何に対して)	年度	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算(見込)		
					児童生徒	事業費 (千円)	26,800	28,608	10,964		
	手段 (何を したのか)	・スクールガード・リーダーの配置 ・スクールガード(学校安全ボランティア)の養成	活動指標 名(単位) 手段に対応 1事業につき 1指標	スクールガード・リーダー 1人当たりの学校巡回日 数(日)	指標測定年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
					目標値	80	80	80			
					実績値	80	80	80			
					単位当たり 事業費(千円)	@300.0	@300.0	@228.0			
目的 (対象をどの ような状態に したいのか)	・児童・生徒が安全に登下校 ができる体制整備	成果指標 名(単位) 目的に対応 1事業につき 1指標	学校安全体制整備率(学 校安全ボランティアの設 置率)(%)	評価対象年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度				
				指標測定年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度				
				目標値	100	100	100				
				実績値	84.9	89.1	87.3				
事業に関する 社会経済 情勢等	全国各地で登下校中の児童・生徒が被害者となる事案が多発しており、本県でも平成19年度に重大事案が発生している。										
事業の分析	項目		分析		分析の理由						
	必要性		妥当		・児童・生徒を取り巻く環境は、依然として安全で安心な状況とは言えないため、見守り活動や巡回活動を組織的に行っていく必要がある。また、防犯教室などでの児童・生徒に対する指導も重要である。 ・県としては、市町村教育委員会との連携を図り、スクールガード・リーダーの認定や活動計画立案・結果報告を行っている。また、他地域のスクールガード・リーダーとの情報交換の場を設けている。						
	有効性		成果があった		・スクールガード・リーダーやスクールガードによる巡回、指導により不審者事案が減少したとの報告や、児童・生徒の自らの危機管理意識が高まったとの報告もあった。 ・スクールガード団体数、人数共に増加し、体制が充実してきている。						
	効率性		効率的		・県内の小学校における学校安全ボランティアの設置率は概ね90%に達しており、本事業は効率的に行われたと判断する。						
事業の方向性等	事業の次年度の方向性		方向性		方向性の理由・説明						
	・継続すべき事業か。事業の成果や効率性の向上のために他の事業と統合する必要等はないか。		縮小		・学校安全ボランティアの設置率が県内小学校のほぼ90%となり、学校安全体制の整備という目標は概ね達成された。 ・次の段階として、スクールガード養成講習会を県内各地域で展開し、各校の学校安全ボランティアのスキルアップを図る取組に重点を置く。						
	事業を進める上での課題等		事業が直面する課題や改善が必要な事項等								
	・スクールガード・リーダーは、警察官OBが半分程度、他は公務員OBや自営業者である。防犯に関する知識や、団体との連携手法、学校との関係保持についてそれぞれのスキルに委ねられた状態である。										
	次年度の対応方針		課題等への対応方針								
・スクールガード・リーダーそれぞれが持っている専門性を互いに共有し、共通の目的意識を高める機会として、スクールガード・リーダー育成講習会などを活用したい。											

次年度(「事業の方向性等」欄) = 平成23年度(評価実施年度の次年度)

評価対象年度 平成21年度

事業分析シート

政策 10 施策 25 事業 4

事業名 子ども人権対策事業 担当部局 保健福祉部 課室名 子育て支援課

事業の状況	施策番号・施策名 25 安全で安心なまちづくり	区分 (新規・継続)	継続	区分 (重点・非予算)	重点事業					
	概要	・近年増加する子どもの虐待防止への取組として啓発リーフレットを作成し、児童関係機関に配布する。	対象 (何に対して) 県民	年度 事業費 (千円)	平成19年度 決算 2,548	平成20年度 決算 1,312	平成21年度 決算(見込) 2,766			
	手段 (何をしたのか)	・啓発リーフレットを作成し、児童関係機関に配布	活動指標名(単位) 手段に対応1事業につき1指標	・リーフレット配布先(保育園・小学校・中学校・相談窓口関係機関)(箇所)	指標測定年度 平成19年度	平成20年度	平成21年度	目標値 2,283	実績値 2,283	2,283
	目的 (対象をどのような状態にしたいのか)	・児童虐待の防止	成果指標名(単位) 目的に対応1事業につき1指標	リーフレット配布数(枚)	評価対象年度 平成19年度	平成20年度	平成21年度	目標値 150,000	実績値 169,800	160,000 121,400
	事業に関する社会経済情勢等	・平成20年4月1日から、「児童虐待防止等に関する法律及び児童福祉法の一部改正する法律」が施行された。 ・平成16年10月児童虐待防止法改正。								
	単位の事業費(千円)				@1.1	@0.6	@2.0			
	指標測定年度				平成19年度	平成20年度	平成21年度			

事業の分析	項目	分析	分析の理由
	必要性 ・施策の目的や社会経済情勢等に沿った事業か。 ・県の関与は妥当か。	妥当	・児童福祉法と児童虐待防止法の一部改正により、より市町村や学校関係者に児童虐待の理解と対応を求められる状況になっていることから、その啓発の為にリーフレット配布は必要である。
	有効性 ・成果指標又は活動指標の状況から見て、事業の成果はあったか。 ・施策の目的の実現に貢献したか。	ある程度成果があった	・児童相談所や市町村の児童相談窓口の虐待相談が増加傾向にあり、リーフレット配布の啓発を図ったことによるものであると判断する。 ・平成21年度は人権啓発の一環としてJR車両内に里親制度啓発ポスターを掲示し、より多くの県民に制度の啓発活動を行った。
	効率性 ・単位当たり事業費の状況等から見て、事業は効率的に行われたか。	概ね効率的	・リーフレットは年1回作成し、児童関係機関に配布しており、概ね効率的に行われていると判断する。

事業の方向性等	事業の次年度の方向性	方向性	方向性の理由・説明
	・継続すべき事業か。事業の成果や効率性の向上のために他の事業と統合する必要等はないか。	維持	・事業成果は上がっていると思われるが、児童虐待防止についての認識周知としてはまだ不足な面があり、今後も事業の継続は必要である。
	事業を進める上での課題等	事業が直面する課題や改善が必要な事項等	
	・児童虐待件数は増加傾向を示しており、なお一層、取組が必要である。		
次年度の対応方針	課題等への対応方針		
・児童虐待の防止について、なお一層の周知を図る。			

次年度(「事業の方向性等」欄) = 平成23年度(評価実施年度の次年度)

評価対象年度 平成21年度

事業分析シート

政策 10 施策 25 事業 4

事業名 子ども人権対策事業 担当部局 保健福祉部 課室名 子育て支援課

事業の状況	施策番号・施策名 25 安全で安心なまちづくり	区分 (新規・継続) 対象 (何に対して) 市町村	継続 年度 事業費 (千円)	区分 (重点・非予算) 平成19年度 決算 735	重点事業 平成20年度 決算 452	平成21年度 決算(見込) 332
	概要 ・児童虐待防止市町村ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活動推進するため、ネットワーク整備をしている市町村を対象に、市町村開催の研修会等に講師を派遣する支援事業を行う。 ・子ども虐待やDV防止の講習会を実施する。	活動指標名(単位) 研修開催回数(回)	指標測定年度 平成19年度 14	平成20年度 14	平成21年度 14	
	手段 (何を したのか) ・市町村で実施する児童虐待防止に関する研修会等への講師派遣 ・児童母子相談員を対象とした講習会の実施	成果指標名(単位) 研修参加人数総数(人)	実績値 16	13	11	
	目的 (対象をどのような状態にしたいのか) ・児童虐待防止市町村ネットワークの活動促進 ・児童母子相談員の資質向上	単位数 @45.9	@34.8	@30.2		
		評価対象年度 平成19年度 1,200	平成20年度 1,000	平成21年度 1,200		
		指標測定年度 平成19年度 1,465	平成20年度 1,089	平成21年度 783		
	事業に関する社会経済情勢等 ・平成17年4月1日に一部改正された児童福祉法により、市町村の役割及び要保護児童対策地域協議会が明記された。					

項目	分析	分析の理由
必要性 ・施策の目的や社会経済情勢等に沿った事業か。 ・県の関与は妥当か。	妥当	・要保護児童対策地域協議会については、法(一部)改正により明記されたが、未設置市町村も存在しており、その推進や相談員の資質向上のためには必要な事業である。
有効性 ・成果指標又は活動指標の状況から見て、事業の成果はあったか。 ・施策の目的の実現に貢献したか。	成果があった	・本事業により、要保護児童対策地域協議会設置市町村は33 / 34となっている。(平成22年4月1日現在：仙台市を除く)
効率性 ・単位数あたり事業費の状況等から見て、事業は効率的に行われたか。	概ね効率的	・研修1回あたり30.2千円で実施しており、事業は概ね効率的に行われていると判断する。

事業の次年度の方向性	方向性	方向性の理由・説明
・継続すべき事業か。事業の成果や効率性の向上のために他の事業と統合する必要等はないか。	維持	・要保護児童対策地域協議会活動の成果は徐々に上がっているが、まだ不十分であることから、事業を継続する。
事業を進める上での課題等	事業が直面する課題や改善が必要な事項等	
・市町村の取り組みに温度差があり、児童虐待に関する研修会の講師派遣依頼する市町村が固定化される傾向が窺われる。		
次年度の対応方針	課題等への対応方針	
・児童虐待に関する研修会開催に消極的な市町村に対して、実施を呼びかける対応を強化する。		

次年度(「事業の方向性等」欄) = 平成23年度(評価実施年度の次年度)

評価対象年度	平成21年度	事業分析シート			政策	10	施策	25	事業	5
事業名		配偶者暴力(DV)被害者支援対策事業				担当部局	保健福祉部 子育て支援課			
事業の状況	施策番号・施策名	25 安全で安心なまちづくり		区分 (新規・継続)	継続	区分 (重点・非予算)	重点事業			
	概要	・アドバイザー派遣研修の開催により、配偶者からの暴力(DV)被害者の自立支援を行うとともに、DVを防止するための取組を行う。		対象 (何に対して)	年度	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算(見込)		
	手段 (何を したのか)	・DV防止法改正に伴う県基本計画の改定 ・アドバイザー派遣研修の開催 ・一般向け、高校生向けのリーフレットの作成 ・DV被害者への費用の貸付	活動指標 名(単位) 手段に対応 1事業につき 1指標	・アドバイザー派遣研修の参加者数(人)	指標測定年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	目的 (対象をどの ような状態に したいのか)	・DV相談担当職員の資質向上 ・DV被害者保護及びデートDV防止の啓発 ・DV被害者への経済的支援	成果指標 名(単位) 目的に対応 1事業につき 1指標	-	目標値	100	50	50		
	事業に関する 社会経済 情勢等	・警察、配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談件数は増加しており、その内容も複合的で解決に時間を要することが多く なっている。		実績値	46	51	58			
	単位当たり 事業費(千円)	@10.5		単年度 事業費(千円)	@4.8	@5.4				
	評価対象年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度						
指標測定年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度							
目標値	-	-	-							
実績値	-	-	-							
事業の分析	項目	分析		分析の理由						
	必要性	・ 施策の目的や社会経済情勢等に沿った事業か。 ・ 県の関与は妥当か。		妥当	・ 近年、複雑で複合的になっているDV相談に対応するため、支援者のスキルアップは不可欠で継続した研修が必要となっている。 ・ DV被害の防止及びDV被害者支援派遣の責務があり、普及啓発は県として継続すべき事業である。 ・ 無利子、無担保の貸付は民間にはなく、経済的に厳しく身寄りの少ない被害者にとって、自立するために有益であり、県の事業として継続すべきである。					
	有効性	・ 成果指標又は活動指標の状況から見て、事業の成果はあったか。 ・ 施策の目的の実現に貢献したか。		ある程度 成果があった	・ 研修後のアンケートで、支援者は研修の機会の必要性を感じており、支援に役立つ、知識や共感する場の提供できた。 ・ リーフレットにより、相談機関について広く周知され被害者支援につながった。 ・ 所持金の少ない又は全くないDV被害者にとって、無利子の貸付は自立にむけた有効な手段となっている。					
	効率性	・ 単位当たり事業費の状況等から見て、事業は効率的に行われたか。		概ね効率的	・ アドバイザー派遣研修については、県予算によらず、国の協力によって実施しており、平成21年度においても、ほぼ目標どりの58人の参加実績があった。少ない経費で概ね効率的に事業が実施できたと判断する。					
事業の方向性等	事業の次年度の方向性	方向性		方向性の理由・説明						
	・ 継続すべき事業か。事業の成果や効率性の向上のために他の事業と統合する必要等はないか。	維持		・ 他の事業と統合することは馴染まないと思われる。						
	事業を進める上での課題等	事業が直面する課題や改善が必要な事項等								
	・ DV被害者の保護や自立支援を図るため、引き続き市町村及び民間支援団体等との連携が必要である。									
	次年度の対応方針	課題等への対応方針								
・ 市町村におけるDV防止基本計画策定を推進し、被害者にとってより身近な地域での支援を充実させる。										

次年度(「事業の方向性等」欄) = 平成23年度(評価実施年度の次年度)

評価対象年度	平成21年度	事業分析シート			政策	10	施策	25	事業	6
事業名		薬物乱用防止推進事業			担当部局	保健福祉部 課室名 薬務課				
事業の状況	施策番号・施策名	25 安全で安心なまちづくり			区分 (新規・継続)	継続		区分 (重点・非予算)	重点事業	
	概要	・麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物乱用防止のため、行政のみでなく、事業者、民間団体、県民等社会を構成する全ての主体が一体となり総合的な対策を講じる。			対象 (何に対して)	年度	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算(見込)	
	手段 (何を したのか)	・薬物乱用防止指導員等のボランティアと連携し、覚せい剤・シンナー等の薬物乱用防止教室の展開	活動指標 名(単位) 手段に対応 1事業につき 1指標	小中学校対象薬物乱用 防止教室への講師派遣 者数(人)	指標測定年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
	目的 (対象をどの ような状態に したいのか)	・薬物乱用防止対策の対象を、小中学校等の若年層に絞った薬物乱用防止教室の開催	成果指標 名(単位) 目的に対応 1事業につき 1指標	小中学校対象薬物乱用 防止教室の受講児童・生 徒数(人)	目標値	60	70	80		
	事業に関する 社会経済 情勢等	・好奇心等個人的な問題に加え、暴力団関係者や来日外国人の密売等にもなる社会的問題がある。違法薬物については、若年層ほどその知識不足や規範意識の低さから、大麻などは安易にファッション感覚で使用されている状況が見られる。			実績値	77	75	91		
					単位当たり 事業費(千円)	@33.0	@25.5	@19.1		
				評価対象年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
				指標測定年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
				目標値	13,000	14,000	15,000			
				実績値	14,441	14,181	14,358			
事業の分析	項目	分析		分析の理由						
	必要性	妥当		・青少年の薬物に対する警戒心や抵抗感が薄れ、社会における規範意識も低下している傾向がある。また、社会環境も大きく変化し、携帯電話やインターネットの普及により、青少年が容易に入手することが可能となっている。薬物乱用を防止するには小・中学生のうちから薬物に関する正しい知識を学ぶ必要がある。このためには薬物乱用防止教室が有効であり、開催を推進していくには講師派遣制度等の充実が必要である。県が関与することにより、他の機関との連携もとれる。						
	有効性	ある程度 成果があった		・平成18年度から事業を開始した当時は、約8,500人の受講に止まったが、平成19年度が講師派遣回数77回、薬物乱用教室の受講児童、生徒数14,441人、平成20年度が講師派遣回数75回、受講児童、生徒数14,181人、平成21年度が講師派遣回数91回、受講児童、生徒数14,358人と受講者を維持できたが、平成21年度の目標値である15,000人は若干下回った。						
	効率性	概ね効率的		・平成21年度の事業実績から、講師派遣1回当たりの受講児童、生徒数は平均で157人となっており、平成20年度の平均189人よりも下回った。しかし、同じ1回の開催でも小学校と高校では受講者が3倍以上異なっており、同じ開催数でも小学校の開催が多いと単位当たりの人数は減少してしまう。現在、小学校の開催を推進しているため、単位当たりの数値は減少しているが、開催数は増加している。						
事業の方向性等	事業の次年度の方向性	方向性		方向性の理由・説明						
		維持		・小中学生のうちに薬物乱用問題の知識や規範意識の定着を図るためには、受講者数を継続的に維持する必要がある。						
	事業を進める上での課題等	事業が直面する課題や改善が必要な事項等								
		・有効な事業であるが、各小中学校等で全児童・生徒に対して、在学中に1度は受講する機会を与えることが重要である。								
	次年度の対応方針	課題等への対応方針								
	各小中学校等において継続して薬物乱用防止教室が開催され、多くの児童・生徒に啓発していくよう本事業の周知を図る。									

次年度(「事業の方向性等」欄) = 平成23年度(評価実施年度の次年度)

評価対象年度		平成21年度		事業分析シート				政策	10	施策	25	事業	7
事業名		消費生活センター機能充実事業						担当部局	環境生活部				
								課室名	消費生活・文化課				
事業の状況	実施番号 施策名	25 安全で安心なまちづくり		区分 (新規・継続)	新規	区分 (重点・非予算)	重点事業						
	概要	<p>・県及び市町村における消費者行政を強化するため、県消費生活センターの相談・指導体制等の機能拡充を図り、県民の消費生活の安定と向上を図る。</p> <p>・平成21年～23年度の3ヶ年を「集中・強化期間」として、国の交付金を活用し、消費者行政強化のために必要な体制づくりを集中的に行う。</p>		対象 (何に対して)	年度	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算(見込)					
				消費者全般	事業費 (千円)	-	-	6,237					
	手段 (何を したのか)	<p>・県消費生活センターの相談員の増員と相談機能の強化、市町村への相談業務支援体制の強化</p> <p>・市町村消費生活相談窓口の新設・強化の促進</p> <p>・消費生活相談員向けの研修会の開催、相談窓口の機能強化</p>	活動指標 名(単位) 手段に対応 1事業につき 1指標	研修会開催回数(回)	指標測定年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度					
					目標値	-	-	5					
					実績値	-	-	7					
					単位当たり 事業費(千円)	-	-	47					
	目的 (対象をどの ような状態に したいのか)	<p>・市町村消費生活相談員の増員及び設置する市町村数の増加</p> <p>・消費生活相談員向けの研修会を開催、県及び市町村の相談処理能力の向上</p>	成果指標 名(単位) 目的に対応 1事業につき 1指標	研修会受講者の満足度 (アンケートで「役立つと 思う」と回答した受講者の 割合。)	評価対象年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度					
					指標測定年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度					
					目標値	-	-	80%					
				実績値	-	-	87.5%						
事業に関する 社会経済 情勢等	<p>・全国の消費生活相談件数は、年間90万件を超える高水準にある(平成20年度)。悪質商法の手口は常に変化・多様化しており、消費者被害は後を絶たない。また、多重債務相談や、食品・製品事故に関する相談など、多岐にわたる消費生活相談を受け付けるための身近な相談窓口の整備・強化は急務であり、これを推進する事業は不可欠なものとなっている。</p> <p>・国は、平成22年3月に「消費者基本計画」を策定し、地方公共団体等に対して、消費生活相談体制の充実、法執行の強化、相談員等の人材の確保及び資質の向上、消費者教育・啓発活動の推進、消費者団体等との連携の確保など消費者行政の充実・強化を積極的に図ることを求めている。</p>												
事業の分析	項目	分析		分析の理由									
	必要性 ・施策の目的や社会経済情勢等に沿った事業か。 ・県の関与は妥当か。	妥当		<p>・消費者被害が後を絶たず、悪質商法の手口が多様化している状況の中、消費生活相談を受け付けるための身近な窓口の整備・強化を図る事業は、社会情勢に即した事業である。</p> <p>・国において策定した「消費者基本計画」においては、地方公共団体等に対し、消費生活相談体制の充実、法執行の強化、相談員等の人材の確保及び資質の向上、消費者教育・啓発活動の推進、消費者団体等との連携の確保など消費者行政の充実・強化を積極的に図ることを求めている。県の関与は妥当である。</p>									
	有効性 ・成果指標又は活動指標の状況から見て、事業の成果はあったか。 ・施策の目的の実現に貢献したか。	成果があった		<p>・消費生活相談員を配置する市町村数は、平成20年度当初に25市町村(相談員数42名)だったものが、平成21年度末時点で26市町村(50名)へと増加した。</p> <p>・消費生活相談員向け研修会については、7回開催(のべ203名参加)した。毎回30名程度の参加があり、アンケートでは9割近くの受講者が「役立つ」と回答している。</p>									
	効率性 ・単位当たり事業費の状況等から見て、事業は効率的に行われたか。	効率的		<p>・研修会の開催については、公共施設の活用によって会場費を節減し、効率的に行なった。</p> <p>・講師謝金を削減した場合、必要な知識や技能を実践的に身につけるための研修の実施が困難になり、これ以上の節減は難しい。</p> <p>・本事業は効率的に行われたと判断する。</p>									
事業の方向性等	事業の次年度の方向性	方向性		方向性の理由・説明									
	・継続すべき事業か。事業の成果や効率性の向上のために他の事業と統合する必要等はないか。	維持		<p>・消費者被害が後を絶たない情勢の中、消費生活相談窓口の整備・強化を推進する事業は、県民の消費生活の安定と向上を図るためには重要な事業であり、ニーズが継続して見込めることから、次年度以降も事業の継続維持が妥当である。</p>									
	事業を進める上での課題等	事業が直面する課題や改善が必要な事項等											
	・本事業の財源は、平成21年度から3ヶ年交付される国の交付金であることから、交付終了後の相談窓口の維持費用について懸念がある。 ・相談員数の少ない自治体では、研修会への相談員の参加によって、相談を受け付けることができなくなる場合がある。												
次年度の対応方針	課題等への対応方針												
・国の交付金終了後の相談窓口の支援については、消費者委員会で検討を行うこととなっている(衆議院・消費者問題に関する特別委員会合意事項)。今後の国の情勢等を踏まえつつ、引き続き市町村相談窓口の整備・強化を推進する。 ・研修会への参加等、特別な事情がある場合には、市町村からの要望に応じ、県消費生活相談員等が代理で相談を受け付けることができる体制を整備する。													

次年度(「事業の方向性等」欄) = 平成23年度(評価実施年度の次年度)